

## 白子町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年3月13日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

### 記

#### 第1 請求人

（白子町在住者）

#### 第2 請求の内容

請求人から令和8年1月14日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年1月14日住民監査請求書）

白子町が執行する「地域おこし協力隊事業」に関し、（A）隊員に係る車両経費について重大な不当支出、または不正の疑いがあるため、前町長及び現町長に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え監査および必要な措置を請求する。

##### 第1 請求の趣旨

白子町が地域おこし協力隊・（A）隊員に対して支出している車両リース代および関連経費について、（令和7年6月請求分より現在まで）

1. 公金の支出が不当または目的外使用に該当する疑いがあること
2. 二重計上または車両2台運用の疑いがあること
3. 必要性・合理性・代替性が欠如していること
4. 会計管理および監督義務が果たされていないこと

以上を理由として、監査を行い、当該支出の是正、返還、改善措置を講じるよう請求する。

##### 第2 請求の理由

###### （1）移動サロンの実施回数と車両リース代の著しい不均衡

（A）隊員の提出資料によれば、移動サロンは月3回程度の実施にとどまるにもかかわらず、車両リース代として月額80,000円が計上されてい

る。

稼働日数（3日）と費用（8万円）が全く整合せず、実費弁償原則に反する。

（2）車両関連費の二重計上または2台目車両の存在の疑い

80,000円のリース料とは別に、燃料費・車両維持費などが複数計上されている。

月3回の移動量では説明できない水準の支出が存在し、実質的に2台目車両が存在する疑いが極めて高い。

（3）必要性・合理性・代替性の欠如

レンタカー・軽自動車・カーシェア・遊休車両の利用等の低廉な代替手段が検討されていない。

最小限必要な支出原則に著しく反している。

（4）NPO事業化記述による目的外使用の疑い

（A）隊員自身が「NPO事業化」と報告書に記載しており、協力隊活動がNPO事業資産化する意図が示されている。

公費がNPOの事業に流用される可能性がある。

（5）自治体の監督義務の不履行

台数確認・稼働実績・按分管理などが行われておらず、委託契約の監督義務が履行されていない。

### 第3 請求事項

1. 車両リース契約書（台数・契約者・金額・契約期間）の提出確認
2. 車両使用台帳（稼働記録）の提出
3. 車両関連経費の根拠再確認
4. 二重計上・2台目車両存在の有無
5. 私用利用との按分方法の有無
6. 月3回の活動で月8万円が必要である合理的説明
7. 代替手段を検討しなかった理由
8. 不当支出と認められる場合の返還措置および再発防止措置

### 第4 結論

以上のとおり、（A）隊員の車両経費には、

- ・稼働実態と費用の乖離
- ・二重計上または2台目疑惑
- ・実費弁償原則違反
- ・監督義務不履行

などの重大な問題が存在する。

よって監査委員に対し、速やかな調査および是正措置を請求する。

（添付されている事実証明書）

（令和8年1月14日住民監査請求書）

- 1 委託型地域おこし協力隊活動計画書 ((A))
  - 2 委託料請求書 (令和7年5月1日)
  - 3 委託料請求書 (令和7年6月1日)
  - 4 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和7年7月1日)
  - 5 委託料請求書 (令和7年7月1日)
  - 6 委託型地域おこし協力隊活動月報 (令和7年7月1日)
  - 7 委託型地域おこし協力隊活動月報 (令和7年8月1日)
  - 8 委託料請求書 (令和7年8月1日)
  - 9 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和7年8月1日)
  - 10 委託型地域おこし協力隊活動月報 (令和7年9月1日)
  - 11 委託料請求書 (令和7年9月1日)
  - 12 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和7年9月1日)
  - 13 委託型地域おこし協力隊活動月報 (令和7年10月1日)
  - 14 委託料請求書 (令和7年10月1日)
  - 15 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和7年10月1日)
  - 16 委託型地域おこし協力隊活動月報 (令和7年11月1日)
  - 17 委託料請求書 (令和7年11月1日)
  - 18 委託型地域おこし協力隊活動日報 (令和7年11月1日)
  - 19 委託型地域おこし協力隊活動月報 (令和7年12月1日)
- (令和8年2月6日追加資料提出)
- 1 自動車賃貸借契約書 ほか
  - 2 委託料請求書 (令和7年5月1日) ※重複
  - 3 委託料請求書 (令和7年6月1日) ※重複
  - 4 委託料請求書 (令和7年7月1日) ※重複
  - 5 委託料請求書 (令和7年8月1日) ※重複
  - 6 委託料請求書 (令和7年9月1日) ※重複
  - 7 委託料請求書 (令和7年10月1日) ※重複
  - 8 委託料請求書 (令和7年11月1日) ※重複
  - 9 住宅賃貸借契約書 (A)

### 第3 請求の受理

令和8年1月14日に受付した住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)については、監査委員事務部局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年1月29日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、委託型地域おこし協力隊活動における車両経費に対する「公金の支出」について、法令等に基づき監査を行う。

## 2 監査対象部署

町企画財政課

## 3 監査の期間

令和8年1月14日から令和8年3月13日まで

## 4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和8年1月14日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年2月5日に実施した。また、請求人からの追加の証拠の提出については、令和8年2月6日に追加提出された。

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件請求に係る調査の結果、(A)氏に対して支出された車両関連経費の一部について、必要性・合理性を欠き、不当な支出が認められた。

また、町企画財政課においては、委託料請求書及び添付書類の審査に関し、通常期待される注意義務に十分ではないと思料される点が見受けられ、監督体制の見直しの必要性が認められた。

以上のことから、町長は速やかに、(A)氏に対し、民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づき、不当利得返還金及びその支払日までの遅延損害金相当額の支払いを請求するよう勧告する。

あわせて、町に対し、本件の検証と早急な再発防止策の実施等、必要な措置を講ずるよう求める。

### 2 理由

#### (1) 関係法令等

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地域おこし協力隊推進要綱（平成21年（総行応第38号）制定）
- ・白子町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年告示第8号）
- ・白子町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和5年告示第159号）
- ・白子町地域おこし協力隊員用住宅管理規則（令和5年規則第37号）
- ・白子町地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第111号）

#### (2) 認定事実

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求（追加資料含む）及び請求人の陳述、関係書類の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

#### ア (A) 氏の活動について

令和7年4月1日から白子町委託型地域おこし協力隊となり活動を開始した。

活動の目的は、高齢者の趣味や運動の維持・サポート、サークル活動の活性化や健康維持等教室の強化、歩行困難者に対する移送援助、である。

町内サークルや団体活動等に広範囲・高頻度で参加していた。

活動日数は、令和7年4月は24日、5月は24日、6月は24日、7月は27日、8月は25日、9月は24日、10月は28日、11月は24日、12月は24日、令和8年1月は26日、である。

#### イ 使用車両について

白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書で、車両借上料及び燃料費は地域活動に必要な経費と認められており、金額は月額35,000円以下としている。

なお、この経費は、白子町と委託型地域おこし協力隊業務委託契約を締結している地域おこし協力隊全員に一律に35,000円支給されている。

(A)氏は個人所有の車両を地域活動に使用しており、これを町が借り上げる形で車両借上料及び燃料費として月額35,000円が支給されている。

また、個人所有の車両とは別に、地域活動の「移動サロン」等で活用するための車両を令和7年6月1日付け自動車賃貸借契約書に基づきリースを受けている。この車両のリース料は月額80,000円である。

なお、この車両は地域活動に必要な経費のうち、その他活動に必要と認められる経費として計上されている。

#### ウ 町企画財政課の対応

毎月一回、委託型地域おこし協力隊活動月報等の提出時に現状のヒアリング等を実施。併せて、委託料請求書を受領。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 車両関連経費の不当性

白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書（町内部基準）では、地域活動に必要な経費として車両借上料及び燃料費は月額35,000円以下とされている。

前述のとおり、(A)氏の毎月の活動日数は比較的多く、この活動に個人所有の車両を使用しているため、35,000円の支払いは適正と認められる。

なお、「移動サロン」等で活用するための車両については、月3回程の実働とリース料金の乖離が大きいとの指摘があるが、今後の地域活動の方法によっては稼働率の変化も期待されるので、これが直ちに必要性・合理性を欠くとは認めがたい。

しかしながら、「移動サロン」等で活用するための車両に係る自動車賃貸借契約に関して、契約書と保険証書での車両登録番号や所有者欄の不整合等

が認められ、契約内容の適正性に著しく疑義があると判断する。

また、いわゆる法人登記から貸主と借主の関係性が確認され、本契約の不当性が認められた。

以上から、令和7年6月1日付け自動車賃貸借契約書に基づく令和7年6月分から12月分まで7か月分のリース料（月額80,000円×7か月＝560,000円）は、法律上の原因なく支出された公金と認められ、不当支出に該当すると判断する。

#### (2) (A)氏に対する返還義務

上記不当支出については、民法第703条（不当利得返還）の趣旨に照らし、(A)氏に対し、リース料560,000円及びその支払日までの遅延損害金相当額の支払いを求めることが相当である。なお、返還義務の成立にあたり、(A)氏の故意・過失の有無は影響しない。

#### (3) 町企画財政課の注意義務違反

町企画財政課については、毎月一回の委託料請求時での審査に際し、書類内容の精査等が厳正に実施されていたのかが疑問である。

もっとも、膨大な通常業務を執行しつつ、本件のような複雑な賃貸借契約の詳細まで把握することは難しい面もあり、担当者の行為が直ちに地方自治法第243条の2の8に規定する「職員の故意又は重大な過失」に該当するとまでは認められないと判断する。

町企画財政課には本件の原因究明を早期に求めるとともに、担当個人のみならず過度の負担を強いることなく、組織としての審査体制・内部基準の不明確さを見直し、適切な事務事業の執行となるよう対応することを求める。

特に、委託料請求書及び添付書類の審査手順を整備し、組織で共有すること、活動実績と経費の整合性を確認するチェック体制を構築すること、などの措置を早急に講ずるよう求める。

## 4 結論

以上のとおり、本件住民監査請求については、一部に理由があるものと認め、これを認容することとし、一部に理由がないため、これを認容しないこととし、法第242条第5項の規定により、監査委員の合議により主文のとおり決定する。

以上